

港区立障害者グループホーム芝浦の管理運営に関する年度協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人長岡福祉協会（以下「乙」という。）とは、平成 31 年 4 月 1 付けて締結した「港区立障害者グループホーム芝浦の管理運営に関する年度協定」（以下「原協定」という。）第 5 条ただし書及び 7 条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結する。なお、指定管理料の額の変更については、第 4 四半期から適用する。

1 原協定第 4 条を次のように改める。

第 4 条 基本協定第 31 条第 2 項に規定する指定管理料の額は、年間（消費税を含む。）22,080,224 円とする。

2 原協定第 5 条第 2 項を次のように改める。

第 5 条第 2 項 前項に定める四半期ごとの指定管理料の支払額は、次のとおりとする。
（支払の内訳）

対象期間	支払額
第 1 四半期	5,453,250 円
第 2 四半期	5,453,250 円
第 3 四半期	5,458,250 円
第 4 四半期	5,715,474 円
合 計	22,080,224 円

本変更協定の締結に証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 1 月 1 日

甲 港区芝公園一丁目 5 番 25 号
港 区
港 区 長 武 井 雅 昭 ⑩

乙 新潟県長岡市深沢町字高寺 2278 番地 8
社会福祉法人長岡福祉協会
理 事 長 田 宮 崇 ⑩